

令和8年度「千葉県産切花の輸出促進に係る調査事業」

委託仕様書（公募用）

1 業務の名称

令和8年度「千葉県産切花の輸出促進に係る調査事業」

2 目的

千葉県では、県産農林水産物の輸出を促進するため、令和8年6月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」において「輸出重点品目」を定め、成田国際空港（以下「成田空港」という。）を活用した輸出拡大に取り組んでいる。

輸出重点品目のうち「切花」は、令和6年度に中国（北京・上海）、令和7年度に中国（上海）及び米国（グアム）でプロモーション等を実施したところ、サンダーソニア等の一部品目で現地評価が高く、輸出拡大の可能性が確認された。

そこで本事業では、成田空港の優位性を生かした更なる輸出促進に向け、諸外国における需要動向や輸入規制等を踏まえ、県産切花の輸出候補国・地域及び適した品目・品種を抽出するための調査を実施することで、県産切花の更なる輸出拡大を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で実施すること。

（1）輸出候補国・地域の選定及び市場調査

- ・ 成田空港からの輸出（航空便）に優位性がある国・地域を調査する。また、検疫・輸入規制等の条件、市場規模、輸送コスト、リードタイム等を分析し、有望な輸出候補国・地域を3～5か所選定する。

併せて、可能な場合は、選定した3～5か所の輸出候補国・地域における輸出者・輸入者を調査する。

- ・ 上記において選定した3～5か所の輸出候補国・地域のうち、有望と思われる2か国・地域以上において、現地調査（卸売、花き小売店、輸入事業者等へのヒアリング）を実施する。

調査項目は、切花の流通状況、競合産地及び競合品目の販売状況・価格帯（現地産、オランダ産、ケニア産、コロンビア産等）等とする。

- ・ 今後の販路開拓のため、諸外国で開催される花き展示会について、開催概要、来場者属性、出展効果等を調査する。

（２）県産切花の輸出拡大に向けた提案

- ・ 上記調査結果を踏まえ、県産切花の品目・品種ごとに適した輸出候補国・地域を整理し、需要見込み、採算性、輸送方法、商品規格、価格設定及び販売促進手法等を含めた輸出拡大方策、成田空港からの輸出可能性を提案する。
- ・ また、可能な場合は、優先国・地域と優先品目を設定し、実証的な輸出展開を見据えたパイロット実施案（実施時期・取扱数量・商流・KPI等）を提示する。

（３）その他の独自提案事項

（１）、（２）の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案があれば行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

５ 報告書の作成

事業完了時に、４（１）～（３）の実施内容・提案等をまとめた報告書を作成し、電子データにて県に提出すること。

- ・ 提出期限：令和９年３月１９日（金）

６ 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権・翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

7 運営及び管理

（1）業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（2）業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。

なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（3）事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。

また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

9 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

10 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

11 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

（２）談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

（３）業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

（４）仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

（５）事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

（６）記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。